

第 58 号 農事組合法人に係る所得金額計算書 記載要領

この計算書は、地方税法第72条の4第3項に該当し、長野県に主たる事務所又は事業所を有する農事組合法人が記載し、確定申告書及びこれに係る修正申告書に併せて提出してください。（収入金額による按分計算により所得金額を算出します。）

1 「計算の基礎とする収入金額の明細書」（計算書の下段の表です。）に記載する収入金額は、当該事業年度における全ての収入金額をいいます。

ただし、次に掲げるものは含みません。

- (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する金額
- (2) 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入
(例1) 租税の還付金（還付加算金はその他の収入に含める。）
(例2) 農機具などの償却資産の売却収入金額等
(ただし、取得価額（簿価＋減価償却累計額）を超えた部分は、償却資産の内容に応じ「農業に付帯する事業の収入金額」若しくは「その他の収入金額」に含める。)
- (3) 受取配当等のうち、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない部分の金額
- (4) 国庫補助金等の補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良を目的とするもの
- (5) 従業員から徴収している社宅、駐車場等の使用料収入及び食事代収入
- (6) 土地等の譲渡に係る収入金額

2 「農業部門の収入金額^⑫」欄には、「耕種農業」に係る収入金額を記載してください。

なお、「畜産」、「農業サービス業」及び「園芸サービス業」に係る収入金額は、「農業に付帯する収入」又は「その他の収入金額」欄に記入してください。

3 「農業部門の収入金額」欄には、次のようなものも含まれます。

- (1) 農業に関連して交付される公共団体等からの補助金（助成金・交付金）
- (2) 農産物の減収補填を目的として支払を受ける農業共済金

4 「農業に付帯する事業の収入金額^⑬」欄には、主たる事業に付帯すると認められる事業に係る収入金額を記載してください。

- 5 「農業に付帯する事業の収入金額」欄には、次のようなものが含まれます。
- (1) 農業に付帯する事業に対して交付される公共団体等からの補助金（助成金・交付金）
 - (2) 穀物の脱穀又は植付け、農耕、刈入れ、草刈り、害虫駆除など農作業の請負に係る収入金額（法人の所有する農機具の余剰稼働力を利用した場合）
 - (3) 当該法人の設置する共同選果、選別場又は調製施設、貯蔵施設を組合員以外の者が利用する場合の手数料や利用料等
 - (4) その他農業に付帯すると認められるものに係る収入金額
- 6 「その他の収入金額⑭」欄には、上記（「農業部門の収入金額」と「農業に付帯する事業の収入金額」）以外の事業に係る収入金額を記載してください。
- 7 「総所得金額①」欄は、「所得金額に関する計算書」（地方税法第6号様式別表5）の「再仮計⑱」欄の金額を記載します。当該金額が欠損金額である場合には、当該金額に△印を付して記載してください。
- 8 「土地譲渡益等②」欄は、総所得金額の計算上、土地等の譲渡益等がある場合に譲渡収入から取得費及び譲渡費用を減算した金額を記載してください。
- 9 「農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 及び 農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額③」欄は、当該損金算入額がある場合に、その合計金額を記載してください。
- 10 「農業に係る収入金額⑤」欄は、次の「(1)又は(2)」の収入金額を記載してください。
- (1) 付帯事業が課税の場合は、「⑫ア」の収入金額
 - (2) 付帯事業が非課税の場合は、「⑫ア+⑬イ」の収入金額
- 11 「農事組合法人の農業に係る所得金額⑦」欄は、「課税標準の基礎となる総所得金額④」×（「農業に係る収入金額⑤」／「総収入金額⑥」）を記載してください。
- なお、この欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切上げ（欠損金額の場合は切捨て）てください。
- また、当該金額は「第6号様式別表5」の「⑳欄（農事組合法人の農業に係る所得）」に移記してください。